軽費老人ホーム双海夕なぎ荘重要事項説明書

軽費老人ホームの設備運営に関する基準（厚生労働省令百七号）に基づき当施設の概要や提供されるサービスの内容､契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

１．施設の概要

（１）施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人　双海夕なぎ会
法人所在地	愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
代表者氏名	理事長　亀岡　幹児
設立年月日	平成９年７月２４日
電話番号	（０８９）９８６－００５５

（２）施設の名称

施設の名称	軽費老人ホーム双海夕なぎ荘
開設年月日	平成１０年５月１日
施設の所在地	愛媛県伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
施設長名	施設長　西本　直樹
電話番号	（０８９）９８６－００５５
ファクシミリ番号	（０８９）９８６－０３８８
入所定員	１５人

（３）施設の目的と運営方針

施設の目的	高齢者の特性に配慮した住みよい住居と施設サービスを提供し、入所者の生活の安定並びに充実を図ることを目的とする。 この施設は、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方が入所できる施設です。
運営方針	施設は、入所者に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供し、入所者が安心して生き生きと生活できるようにすることを目指すものとする。

（４）入所対象者

１．年齢は原則として 60 歳以上であること。
２．自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
３．伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
４．各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
５．生活費に充てることのできる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。

（５）入所

１．入所を希望するものは、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。
(1) 入所申込書
(2) 住民票
(3) 所得、課税証明書
(4) 身元保証人届
(5) 健康診断書

（６）体験入所

１．入所希望者が施設の状況を知ることができるよう、体験入所をすることができる。但し、空き居室がない場合は、体験入所できない。
２．体験入所期間は６日以内とし、利用料（別表２）は月末締め翌月 25 日までに支払うものとする。

（７）居室の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類	室　　数	備　　考
個室（1 人部屋）	１５室	
合　　計	１５室	
食　　堂		談話･娯楽･集会
浴　　室		一般浴
集　会　室		
洗　濯　室		洗濯機、乾燥機各２台

（８）職員の配置状況

職　種	常　勤	業務内容
施　設　長	1	施設管理
事　務　員	1	事務処理
生活相談員	1	相談・支援業務
介・看　護　職　員	2	日常生活の援助
計	5	

（９）主な職種の勤務体系

職種	勤務体制
生活相談員	勤務時間　7：30 ～ 16：30 または　9：00 ～ 18：00
介護職員	勤務時間　7：30 ～ 16：30 または　9：00 ～ 18：00

２．サービスの概要

食事の提供	栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、高齢者の健康に配慮した食事を３食提供するものとします。 特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。 毎週の予定メニューを前週末までに明示します。
食事の時間	朝食　　７時４５分　～　　８時４５分 昼食　１２時００分　～　１２時４５分 おやつ　１５時００分　～　１５時３０分 夕食　１７時３０分　～　１８時１５分
食事の場所	原則として食堂とします。但し、入所者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、かつ原則として食事時間内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることは差し支え無いものとします。 一時的な疾病等により、食堂において食事をすることが困難な場合には、居室において食事を提供できるように配慮します。
欠食	予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくても良いものとします。 緊急時を除き、原則として欠食する前日の午前中までにその旨を申し出るものとします。 尚、欠食した場合は生活費を返還するものとします。

相談・助言	施設職員は、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。また、必要に応じて各種サービス等との連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行います。
入　浴	原則として、入浴介助は行いません。 基本的に、隔日以上の入浴とし、施設職員が入浴の準備をします。 入浴の時間は、入所者の要望を考慮し、浴室利用時間を決定させていただきます。 入所者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとします。
居宅サービス等の利用	施設は、入所者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、必要な援助を行うものとします。
自主活動への協力	施設は、入所者からの要望を考慮して、年間行事計画を作成し、適宜レクリエーション行事の実施に努めるものとします。 入所者は、施設の共有設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動等を行うことができるものとします。その際の必要な費用は、参加者が負担するものとします。
健康の保持	入所者の健康診断を受ける機会を年１回以上提供するとともに、入所者の健康の保持に努めるものとします。

３．利用料金

基本料金	県の定める「サービスの提供に要する費用」、「生活費」の合算額とします。（別表１）利用料は県の改定により変更になります。 入所又は退所にともなって、１カ月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割り計算によって清算するものとします。
サービスに要する費用の決定	入所時及び翌年度以降１回、入所者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとします。

その他の料金	電気代　実費 レクリエーション・クラブ活動に要する費用 材料代等の実費 入所者が選定する特別な食事の提供に要した費用の実費 複写物の交付　１枚につき　　１０円

（５）生活費の返還

欠食した場合の返還額

食　費	朝食	２６０円
	昼食	３５０円
	夕食	３６０円
	おやつ	８０円

（６）利用料金の支払方法

利用料は、月末締めとし、翌月の２５日までにその分を支払うものとします。

利用料の支払い方法	自動引き落とし、振り込み、現金による支払いのいずれかとし、入所時にその方法を施設長と入所者で決定するものとします。
ご利用できる金融機関	えひめ中央農協　　伊予銀行 株式会社ゆうちょ銀行

４．協力医療機関

医療機関の名称	伊予病院
所　在　地	伊予市八倉９０６－５
診　療　科	内科　整形外科　リハビリテーション科　呼吸器科　胃腸科 循環器科　小児科　泌尿器科　麻酔科　リウマチ科

医療機関の名称	宮田歯科
所　在　地	伊予市双海町上灘甲５４４６－１

５．施設利用にあたっての留意事項

運営懇談会	入所契約書第４条に基づき運営懇談会を設置するものとする。 運営懇談会の設置、運営については、別に定める軽費老人ホーム双海夕なぎ荘運営懇談会細則によるものとします。
入所者心得	別に定める「入所者心得」を守って生活すること。

共用施設・設備	当施設の設備・備品の利用は、職員の指示に従い利用して下さい。 利用時間や生活ルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ決定するものとします。 入所者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行うものとします。
居　室	日常的な維持管理は入所者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入所者が定められた場所まで運搬することを原則とします。 煉炭、火鉢、石油ストーブ、など火気類の使用を安全面から禁じる。 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、ボリュームを落とす等、他の入所者の迷惑にならないようにして利用すること。
所持品・現金等の管理	ご自身での管理をお願いします。
外　出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間、目的等を施設長に届け出るものとします。
外　泊	外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届け出るものとします。
受　診	ご自身又は、家族での対応をお願いします。 職員による送迎等の援助は行いません。
面　会	来訪者は、必ずその都度面会簿にご記入下さい。面会簿は１階受け付けカウンターにあります。
部外者の利用	１．外来客を宿泊させる時は、予め施設長に届け出るものとします。 ２．一時的な疾病等による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入所者との相談のうえその期間を定めるものとします。 ３．希望する日の３日前までに施設長に届け出れば、外来客に対しても食事を提供するものとします。但し、食事代を実費として徴収します。

迷惑行為等	喧嘩、口論等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

6．非常災害対策

防災訓練	1．消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入所者も参加した訓練を年２回以上実施するものとする。 2．入所者は健康上又は防災上の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとします。

7．禁止事項

政治・宗教活動の禁止	入所者は専用居室以外の場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入所者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

8．緊急時の対応について

1．入所者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとします。
2．職員はナースコール等で入所者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとします。
3．入所者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

9．事故発生時の対応について

当施設は、施設のサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際して採った処置について記録をします。

１０．損害賠償について

当法人が加入しております保険により対応させていただきます。

１１．苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。受け付けた苦情に対しては内容を確認し、解決に向けて誠意をもって迅速に対応させて頂きます。

〒７９９－３２０２　伊予市双海町上灘甲５２６９番地１
ＴＥＬ（０８９）９８６－００５５　　ＦＡＸ（０８９）９８６－０３８８

苦情・相談受付窓口
〔担当窓口〕　　生活相談員　松本　隆義
〔苦情解決責任者〕　施設長　西本　直樹
〔受付時間〕　　８：３０～１７：００（土日祝日可）

双海夕なぎ会第三者委員
水本　説男　　ＴＥＬ（０８９）９８６－０８８２
小野　加代　　ＴＥＬ（０８９）９８７－０１６２

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が上記時間帯に受付ます。また、ご意見（苦情受付）箱を施設内に設置しています。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求める事ができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員による苦情内容の確認
イ．第三者委員による解決案の調整、助言
ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

私は、上記重要事項を入所者に対して説明しました。
軽費老人ホーム双海夕なぎ荘

説明者職名　　氏名　　印